

# 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)資料

～生活困窮者自立支援制度について～

平成27年2月23日(月)  
社会・援護局



# 目 次

1	制度の概要	1 頁
2	就労に向けた支援の充実・強化	4 頁
3	関係予算及び生活保護法に基づく事業との関係について	6 頁
4	施行スケジュール	12 頁
5	施行に向けたポイント	13 頁
6	地方創生の取組について	14 頁

## 【照会先】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 調整係 杉渕 電話(代表)03-5253-1111〔内線2874〕

# 生活困窮者自立支援制度

- 生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化
- 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う

## 制度の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の任意事業を行う
  - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
  - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
  - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
  - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

### 4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金 : **国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業 : **国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業 : **国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

# 生活困窮者自立支援制度の骨格

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

### ◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に一定期間を要する者

### ◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

### ◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

### ◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

### ◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

### 子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

### ◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

### その他の支援

### ◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

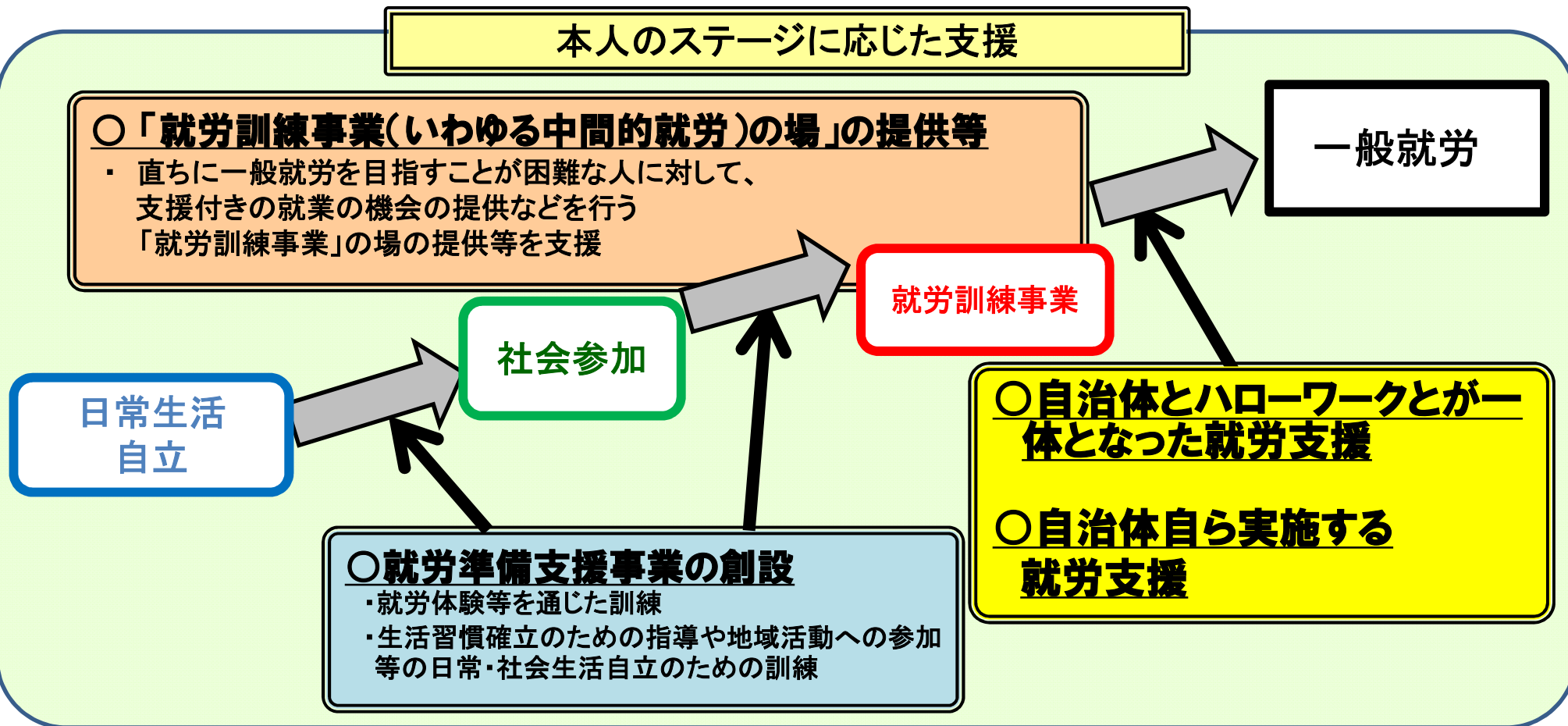
※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

# 生活困窮者自立支援法の考え方

1. 社会的排除・孤立から社会的参加へ
2. 生活困窮者自立支援の理念（法律の条文の奥底・行間にあるもの）
3. 包括的な支援制度 = 枠組みを規定した法律・道具を並べた法律  
： 真に生きた支援とするには  
⇒ 使う人（支援に携わる人）の心構えにかかっている  
⇒ 並べられた道具だけ使ってもだめ
4. 「ヒト」を中心に考える  
： 利用者・対象者がいるから制度・事業がある、制度・事業があって利用者・対象者がいるのではない = 制度・事業の鋳型に利用者・対象者を当てはめないこと
5. 「コーディネート」が新制度の命  
： 双方向のコーディネート  
= 「生活困窮者が地域社会に」「地域社会が生活困窮者に」繋がるコーディネート
6. 地域づくり・社会づくり 地域の資源の総動員  
： 社会福祉法人改革との関わり  
： 地方創生との関わり

# 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊感情や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。



# 認定就労訓練事業者に対する支援について

- 認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

## 1. 税制上の措置について

- 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、政府・与党内で議論を行った結果、今般、平成27年度税制改正の大綱が以下のとおり取りまとめられた。

税目	平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)(抄)
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、今後、法令改正に向け検討されるが、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等は対象となる見込み。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

## 2. 立ち上げ支援、優先発注について

- 生活困窮者自立支援法の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。
- 地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の追加を検討。

## 3. その他

- 「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)事例集」の第2版を作成予定(省令公布後速やかに)。
- 就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成予定(省令公布後速やかに)



# 生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系

- 生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体を再構築（総額 500億円）。
- 生活困窮者自立支援法の任意事業と予算補助事業を、一体的・有機的に執行できるように整理。より効果的・効率的な事業実施を推進。

※ 予算体系の見直しによる補助率の導入に係る地方負担分については、地方財政措置が行われる予定。

〔平成26年度〕

〔平成27年度〕

**住まい対策基金**  
(H25補正)  
285億円(※)  
※ 住宅手当等  
新法移行分

**セーフティ補助金**  
(H26当初)  
150億円



400  
億円

<b>生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系 500億円(事業費747億円)</b>	
<b>生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(仮称) (必須事業)</b> ○自立相談支援事業    ○住居確保給付金 ○被保護者就労支援事業(生活保護関係) [既存事業] 住宅支援給付事業、就労支援事業、ホームレス関係事業(人件費)等	218億円
<b>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(仮称) (任意事業)</b> ○就労準備支援事業    ○家計相談支援事業 ○一時生活支援事業    ○子どもの学習支援事業 ○被保護者就労準備支援事業(生活保護関係) [既存事業] 社会的な居場所づくり(子どもの健全育成支援事業)、生活福祉資金貸付事務費、ひきこもり対策推進事業、就労意欲喚起等支援事業、ホームレス関係事業(人件費以外)等	183億円
<b>生活保護適正化等事業</b> [既存事業] 生活保護適正化事業、自立支援プログラム、地域福祉支援事業等	100億円

生活困窮者自立支援法(任意事業)と生活保護適正化等事業の一体的・有機的な執行

支援対象者の特質に合わせ、効果的・効率的な支援ができるように整理。

法律に基づく「地域医療介護総合確保基金」へ移行 60億円

復興特会へ移行 20億円

**廃止**：町村福祉事務所設置推進支援事業、社会福祉法人新会計基準研修事業、消費生活協同組合指導監督事業、生活困窮者自立促進支援モデル事業、生活困窮者自立支援制度施行円滑化事業

# 平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

(単位:億円)

	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)		
	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)	
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)		
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	19 (38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
	小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)	
合計		400 (612)	308 (484)	93 (129)	

※ 計数は四捨五入による。( )書は総事業費。

## 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。  
 ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	被保護者就労支援事業(第55条の6)
生活困窮者就労準備支援事業	被保護者就労準備支援事業(第27条の2に基づく予算事業)
生活困窮者家計相談支援事業	(個々の状況に応じケースワーカーが支援)
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、 新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

# 被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

## 概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4

## 事業内容

### <就労支援>

#### ○相談、助言

被保護者の就労支援に必要な相談・助言

#### ○求職活動への支援

履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言

#### ○求職活動への同行

ハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接の際などに同行

#### ○連絡調整

ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整

#### ○個別求人開拓

本人希望等を踏まえた個別の求人開拓

#### ○定着支援

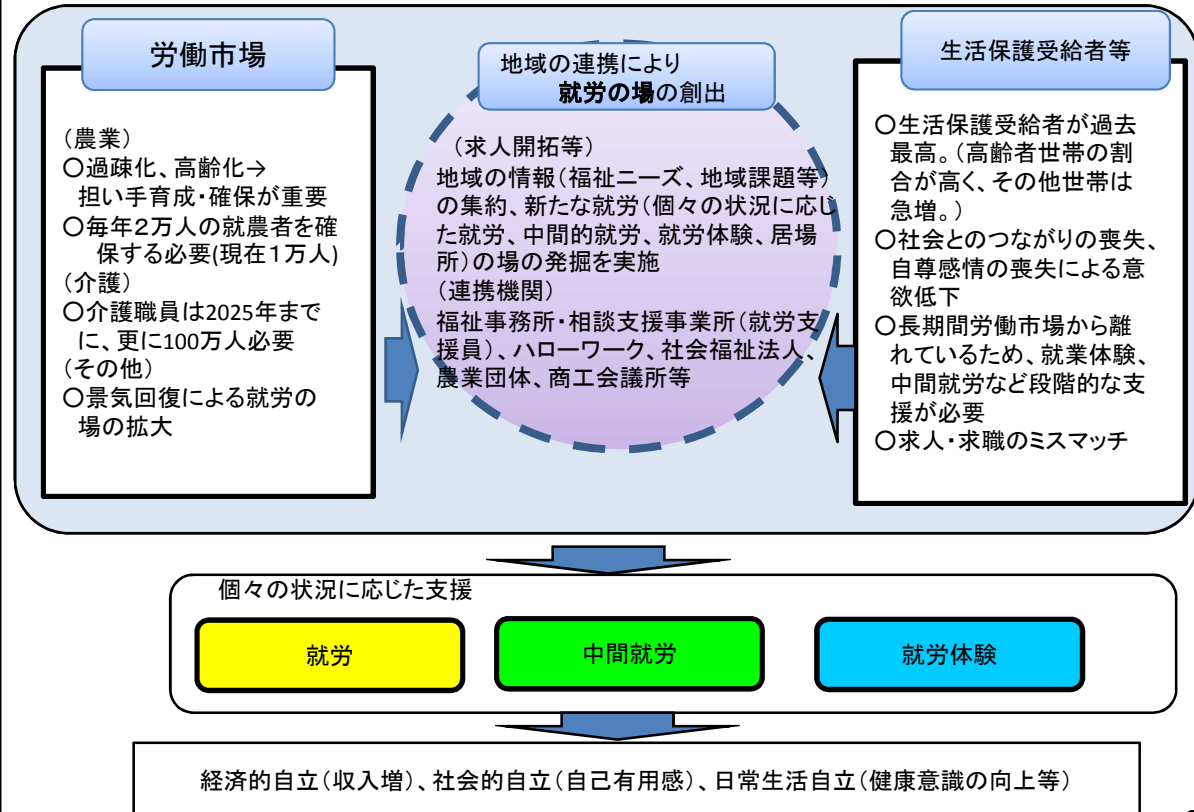
就労後のフォローアップの実施

### <稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

### <就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築。



# 被保護者就労準備支援事業について

## 概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、総合的かつ段階的に実施する。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国 2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 1/3

## 事業内容

### <一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を総合的、段階的に実施する。

#### （１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

#### （２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

#### （３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

### <居宅生活移行支援事業>

- 無料低額宿泊所を利用中の被保護者に対し、日常生活における自立支援や就労支援等を行う職員を配置し、利用者ごと支援計画を策定したうえで、居宅生活等に向けた支援を実施。

## 支援の流れ(イメージ)

就労に向け一定の支援が必要な者

生活のリズムが崩れている等、就労に向け準備が必要な者

被保護者就労支援事業(就労支援員による支援)等

**被保護者就労準備支援事業**  
(就労に向けた準備段階の支援として、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を、総合的、段階的に実施)

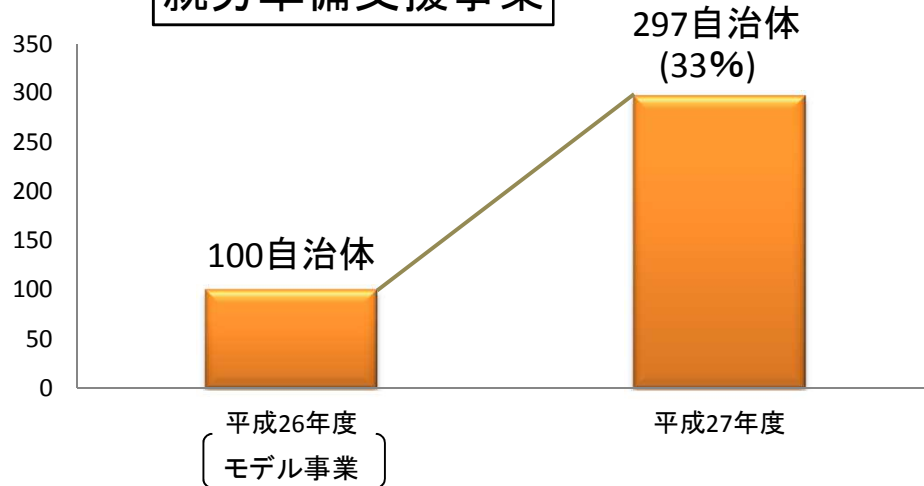
中間的就労など

一般就労

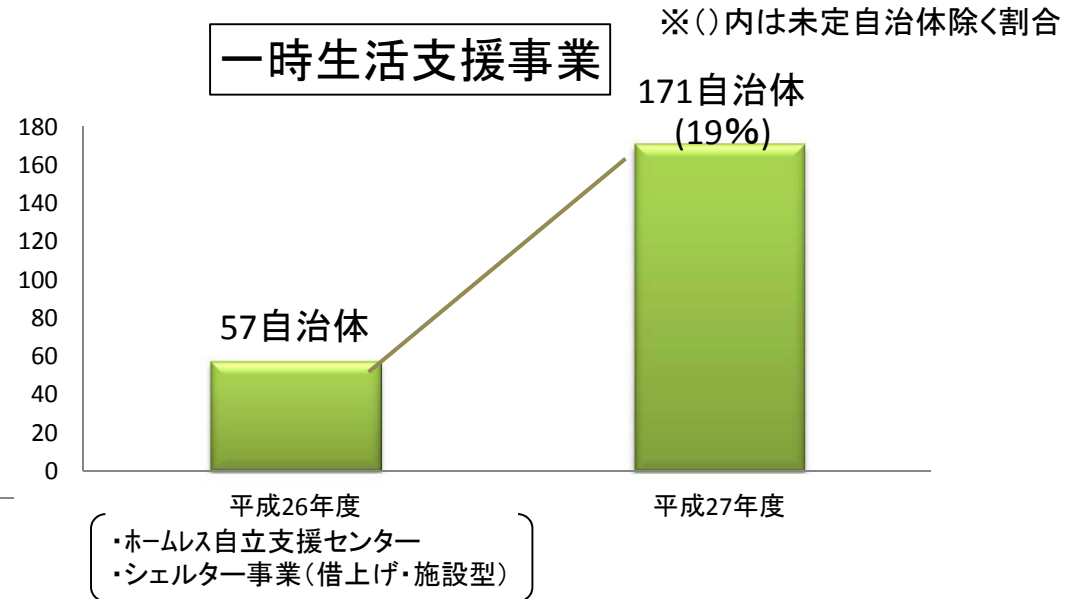
# 任意事業の実施状況について

○ 厚生労働省において実施した事業実施意向調査(平成26年10月実施)から、平成27年度の任意事業の実施自治体数は、現在のモデル事業等の実施自治体数と比較して大幅に増加する見込み。

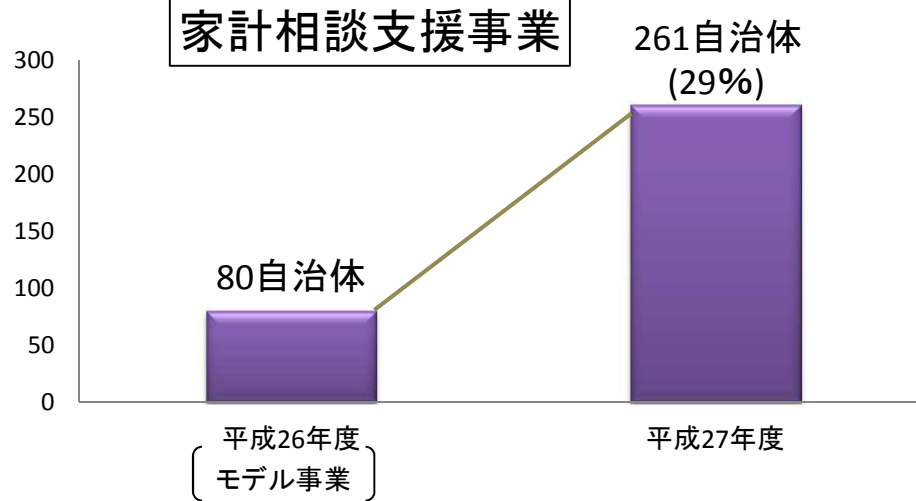
## 就労準備支援事業



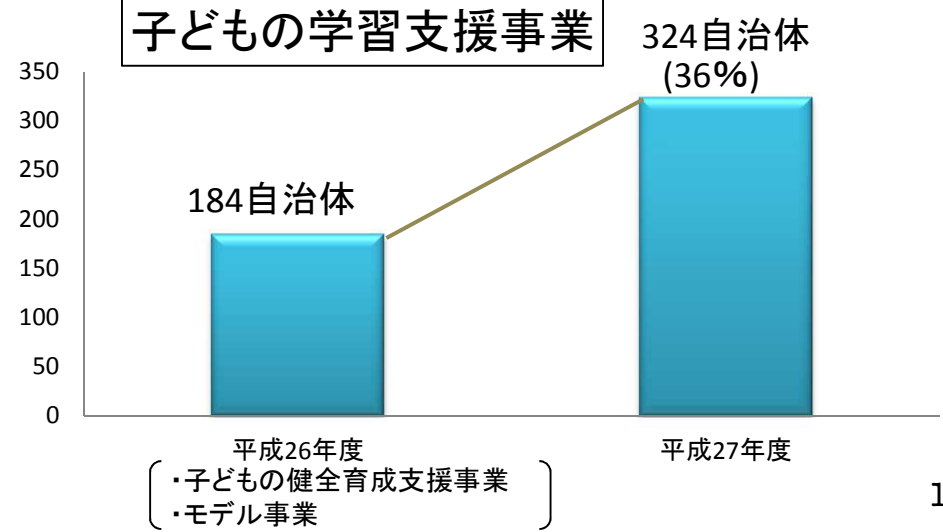
## 一時生活支援事業



## 家計相談支援事業



## 子どもの学習支援事業





# 施行スケジュール(イメージ)

事項	平成27年 1 月	2 月	3 月	4 月
法令・ 予算等	政省令・ 告示の公布	関係通知、手 引き、事務処 理マニュアル の発出	交付要領 等発出	制度 施行
会議・ 説明会	26 全国担当者会議 →予算、政省令等を説明	23 全国部局長会議	9 全国主管課長会議	
自治体	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">施行に向け、庁内の関係部局や外部の関係機関との緊密な連携体制を構築</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">住民に対する周知広報</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">議会上程(予算案)</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">委託先の選定・契約</div>			



# 新制度施行に向けたポイント

## (予算の確保)

- 新たに生活困窮者自立支援法に基づき実施される事業に加え、セーフティーネット補助金による事業や臨時・緊急的措置として行われてきた住まい対策基金による事業を、新法に基づく事業の体系の下に再編。これらの実施に必要な予算として約500億円を計上。
- 法律の枠組みを得て、より安定的な財源として確保したところ。  
各自治体において、生活困窮者に対する実際の支援として具現化していくことが重要。

## (包括的な体制の構築)

- 必須事業である自立相談支援事業によるコーディネートの下、任意事業も組み合わせ、さらに様々な制度・事業を活用して、包括的な支援の実現を図る。
- とりわけ、対象者の早期発見や包括的な支援を行うことができるよう、各首長のリーダーシップの下、庁内の関係部局や外部の関係機関との緊密な連携体制を構築することが重要。

## (人材の養成)

- 新制度の成否は支援に従事する人材にかかっており、今年度から当分の間、国において自立相談支援事業の養成研修を実施。併せて、各自治体において、地域における伝達研修などを実施し、ノウハウの共有を図ることが重要。

## (法施行後の取組)

- 包括的な支援体制の構築は、一朝一夕に可能となるものではない。  
法施行後も、実施状況を確認しながら、着実に支援体制を拡げていくことが重要。  
国も自治体と丁寧に関わりながら、制度の充実・運用の改善を図る。

# 地方創生の取組について

- 地方創生の取組は、生活困窮者支援も含め、地域福祉の充実に資するものであると考えられるため、経済対策に盛り込まれた「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の積極的な活用について検討することが重要（同交付金の対象事業については、その目的にかなうものであれば、地方自治体において、自由に事業設計が可能。）。

## 1 地域消費喚起・生活支援型（2,500億円）

- 地方公共団体（都道府県及び市町村）が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援。（メニュー例：①プレミアム付商品券、②ふるさと名物商品券・旅行券、③低所得者等向け灯油等購入助成、④低所得者等向け商品・サービス購入券、⑤多子世帯支援策）

## 2 地方創生先行型（1,700億円）

- 地方公共団体（都道府県及び市町村）による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施に対し、国が支援。（メニュー例：①地方版総合戦略の策定、②UIターン助成、③地域しごと支援事業、④創業支援・販路開拓、⑤観光振興・対内直接投資、⑥小さな拠点、⑦少子化対策）

### 【地域しごと支援事業】

ア 地域しごと支援センターの整備

イ 地域人材の育成・定着のための取組

（ア）大都市圏からの人材呼び戻しのための事業→「自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

（イ）地域人材育成のための事業

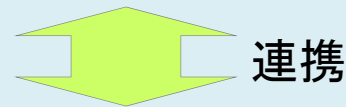
（ウ）地域のしごとの魅力向上のための事業

# 自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

- 大都市圏の生活困窮者等が、地方において、就労・社会参加するための支援を実施する。
- 具体的には、生活困窮者自立支援制度や被保護者就労支援事業等による包括的な支援を行いつつ、
  - ・自治体間でそれぞれの役割分担や具体的な連携方策について調整した上で、
  - ・それに基づき、例えば、①利用者に対する説明会・相談会の開催、②利用者の選定・送り出し、③利用者の生活環境の整備、④受け入れ先（中間的就労を含む。）の開拓・環境整備など、利用者が地方において就労・社会参加するための必要な支援を実施。

## 【実施例(イメージ)】

### 生活困窮者自立支援制度・被保護者就労支援事業

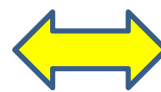


連携

#### 自治体(送り出す側)

- ①利用者に対する説明会・相談会の開催
- ②利用者の選定・送り出し

調整



#### 自治体(受け入れる側)

- ③利用者の生活環境の整備
- ④受け入れ先(中間的就労を含む。)の開拓・環境整備

※ 自治体のUIターン窓口等も活用

## 事例(豊中市と土佐町との連携)

- 未就職者や転職希望者の就農を支援してきた豊中市が企画。高知県土佐町と本山町の農業生産法人が、都市部に住む若者らを受け入れ、就農体験を実施(平成25年11月～)。
  - ※ 土佐町の企業が経営する県産品ショップが豊中市に出店していることが連携のきっかけになった。
- 利用者は、受け入れ先で3週間の就業体験をした後、両者の希望が一致すれば、引き続き、社員や研修生として雇用される。
  - ※ 地方農業に30代の若者が従事することはあまりないことから、現地でも好評。
- まずはインターンシップとして就農し、その後、雇用・定住を検討する仕組み。
- これまで、いずれも大阪府在住の延べ41名の方(20～50代)が参加し、野菜の収穫や育苗などを体験。うち、5名は、受け入れ先の法人に就職が決定した(平成26年9月時点)。
  - ※ 利用者は、就農体験をするだけでなく、地域の住民とも交流。